類似災害再発防止対策

対策検討は小集団討議まで

災害防止対策は、過去の災害事例、特に類似災害の研究によって樹立されるのが一般的である。

研究の対象となる災害事例は、同じ現場の他の工程で発生した災害であったり、他の現場での災害であったりする。

他の工程や現場での災害は、事故報告書や災害速報などによって情報がもたらされる。それを受け、現場では類似災害再発防止のための対策を検討・実施することになるが、ここでは、その基準と体制の例を以下に示した。

対策を検討するにあたっては、管理職（安全衛生担当課長など）から一般作業者まで、各階層で系統的に行われることが必要である。課長→主任→職長といった職制のなかで検討・指示された事項が一般作業者の小集団で討議され、提起された対策を再び職制にフィードバックさせる。実施に移された対策は、随時、進度を確認する。

類似災害再発防止基準

目的

災害及び重大ヒヤリ事故に関する類似災害要因の摘出と対策を実施するにあたり、必要な事項を定め、労働災害の未然防止を図る。

災害情報、重大ヒヤリ事故情報の連絡

①他事業場災害情報の連絡

安全衛生担当課長は、他事業場より災害報告書の送付を受けたときは、対策指導欄に所定事項を記入した上、災害報告書の写しを添付して関係部署に送付する。

②当事業場内災害情報の連絡

安全衛生担当課長は、当事業場内で災害が発生したときは、一連の災害調査結果をもとに発生状況、発生原因と併せ、関連部署で見直しを必要とする事項を所定用紙に記入し、関係部署に送付する。

また、当事業場内外で発生した重大ヒヤリ事故のうち、必要と認めるものについても同様の措置を講ずる。

災害情報の検討と対策

各部署における災害情報の検討と対策は、類似災害再発防止体制（次頁）に準拠して行う。

①関連設備・作業の選定

災害情報、重大ヒヤリ事故情報の伝達を受けた部署では、主任は災害、重大ヒヤリ事故に関連して見直しを要する設備・作業の選定を行い、職長に見直し事項を指示する。

②関連業務従事者への指導

職長は、災害、重大ヒヤリ事故の内容と併せ、主任から指定を受けた関連設備・作業に関する見直し事項を業務従事者に伝達し、必要に応じて関係業務従事者に類似災害再発防止のための小集団討議を行わせる。

③再発防止対策の実施

課長は主任とともに、職長のもとで検討された関連設備・作業に関する見直し結果及び関連業務従事者の小集団討議による提起内容をもとに、対策の可否を検討・決定し、対策を実施する。

④対策実施結果の確認

課長は、課・係安全衛生委員会などで前項の対策実施状況に関する報告を主任から受け、対策の進度の確認を行う。

複数部署にわたる類似災害防止対策の推進

安全衛生担当課長は、当事業場及び他事業場での災害の再発防止にあたり、複数の部署が協力して対策推進を行う必要のあるときは、専門の委員会を招集する。

対策推進に際し、技術的な事項に関する専門技術者の協力または一定の予算措置などの必要性がある場合には、さらに上位の委員会を招集し、全体の調整にあたる。

(注)災害には不休業災害を含む。重大ヒヤリ事故とは重大な災害につながるおそれのある無傷害事故をいう。
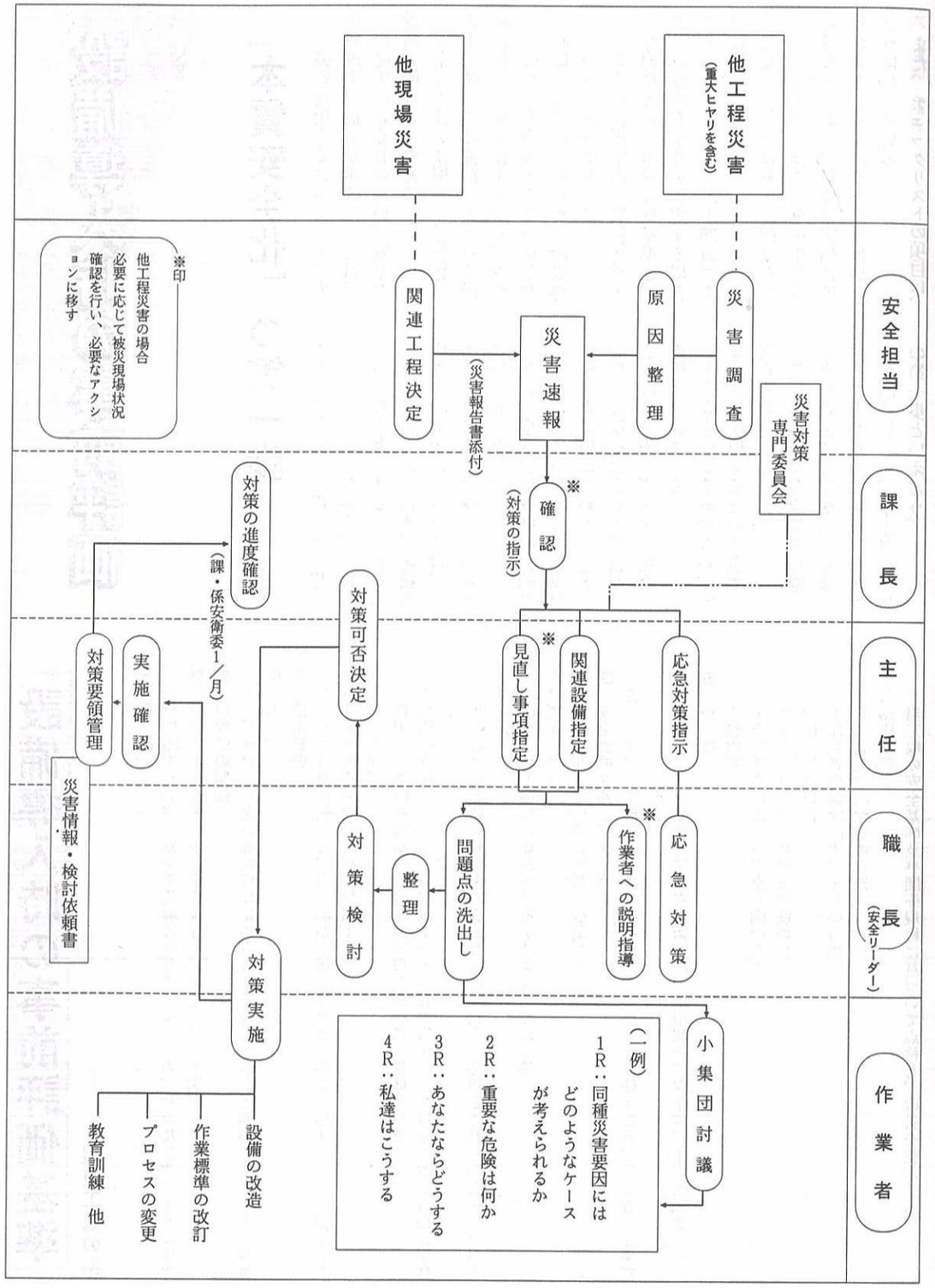
類似災害再発防止体制（例）